



2020年 1月30日
第86号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情報部

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



「なぜ横浜地本はバス棚倉の不当労働行為救済申立に賛同しないんだ。たたかう気がない！」という意見を一部の地本の方々に言われているようですが、たたかわないわけではありません。

横浜地本がバス棚倉分会組合員への不当労働行為に対する「不当労働行為救済申立」に賛同しない理由は？

JRバス関東会社での不当労働行為は止まったからです。

2019年11月11日に水戸地本がバス棚倉分会組合員への不当労働行為に対する「不当労働行為救済申立」を東京都労働委員会に行いました。

バス棚倉分会組合員への不当労働行為については、

- 団体交渉を行い、会社も当該組合員が受けた行為があったことを認めた
- 不当労働行為を行った上司は嚴重注意処分が出され、職場配転になった
- 現在、バス棚倉分会での不当労働行為は発生していない



ということです。

私たちの目的は“**不当労働行為を止めること**”です。団体交渉を行った結果、「**現在不当労働行為は行われていない**」という発言が水戸地本の役員からありました。また、水戸地本の役員の方々が「**第三者機関に出ても不当労働行為はなくなる**」と言っています。

では、**なぜ第三者機関に申立を行うのでしょうか？**第三者機関に申立を行うと結果どうなるのでしょうか？ぜひ不当労働行為救済申立に賛同する役員に聞いてみてください。

横浜地本が最も気がかりなのは当該の組合員です。第三者機関に出るということは、手続きや審問などで時間的にも精神的にもかなりの負担があります。不当労働行為も止まり、不当労働行為を行った上司も職場にいなくなった今こそ、安心して働ける環境になったのでしょうか。それでも**第三者機関に出るとするのは、当該組合員のためになるのでしょうか。**

また、多くの地本が不当労働行為について現場で止めることができており、本部第38回定期大会では第三者機関に頼らず職場からのたたかいをつくっていかうと決定しました。**第三者機関に出ることは大会決定を逸脱しており、到底認められるものではないのです。**

新生JR東労組は組合員第一で運動を進めていきます！